

# 人質と労働力

—第二次世界大戦期セルビア占領ドイツ軍政府の

抵抗運動対策に見られる「矛盾」をめぐる—

若林 美佐知

はじめに

第二次世界大戦後アメリカ占領下のニュルンベルクで開廷された二二の「ニュルンベルク継続裁判」(一九四六年一月二五日〜一九四九年四月一四日)のうち、「第七号事件」(一九四七年五月一〇日〜一九四八年二月一九日)でドイツ国防軍の戦争犯罪と人道に反する罪が裁かれた。この裁判の主な訴因は、第二次世界大戦中ドイツが占領下に置いたユーゴスラヴィアとギリシアで「報復政策(Sühnemassnahmen)」の枠内で行なわれた民間人大量殺害だった。「報復政策」とは、占領軍に抵抗勢力の活動による被害があった場合、あらかじめ捕えておいた人質を報復として殺害するという抵抗運動対策ないし治安維持策である。ドイツ占領下のヨーロッパ各地で導入されていたが、ドイツ人の死者一名に対し人質一〇〇名(後に五〇名)を殺害するという異常に高い「比率」のために、一九四一年四月から一九四四年一〇月までドイツ軍政下にあったセルビアでも多くの人々が犠牲になった。「第七号事件」で起訴された一二名の元将官のうち六名はセルビア

占領統治に関わった者で、そのうち二名が終身刑を言い渡された。<sup>(1)</sup>

報復政策は一般市民を抵抗運動に加担させないための脅迫手段だったが、有効とばかり言えるものではなかった。苛酷な抑圧がかえって一般市民を抵抗運動側に追いやる可能性が懸念されただけでなく、戦争が長期化するにつれて人質確保と労働力不足との兼合いが問題になったからだ。それにもかかわらず、セルビアのドイツ軍政府は占領のほぼ全期間にわたって報復政策を完全に放棄しようとはしなかった。本文では、まず、必然性がなかったにもかかわらずドイツがユーゴスラヴィアに戦争を仕掛け、セルビアを軍政下に置くに至った事情を、ついで、セルビアの抵抗運動とドイツの対抗策の展開をたどった上で、ドイツ軍政府の報復政策への「こだわり」を、人質と労働力双方の不足への対処の仕方を見ることによって示し、国防軍による戦争犯罪の要因について考えてみたい。

ところで、先に触れたニルンベルク継続裁判「第七号事件」で終身刑の判決を受けた二名は、一九五二年と一九五三年に釈放された。それと同時期の一九五一年四月と一九五二年一月には、西ドイツ連邦議会で公式に国防軍の名誉回復がなされた。この事情の背景には冷戦があり、「西側」が西ドイツの軍事力を必要としたために、第二次世界大戦中ドイツ軍がさまざまな戦争犯罪に関与していたことは、以後不問に付されていく。元軍人も一九五〇年代に多く出版された回想録<sup>(2)</sup>の中で、国防軍はヒトラー及びナチとは距離を置いていたばかりでなく、むしろ敵対していた、ユダヤ人絶滅政策などのナチ犯罪とは無関係だった等々と主張した。こうして、一般には「清廉潔白な国防軍」像が受け入れられていった。

だが一九六〇年代になるとアメリカとイギリスからドイツ軍関係の押収文書が西ドイツに返還され、これらを活用した研究が一九六〇年代末からナチ体制ないしナチズムとドイツ国防軍の関わりを明らかにしてきた。<sup>(3)</sup> 学界のこれらの成果が社会に広く知られるきっかけとなったのが、ハンブルク社会研究所 (Hamburger Institut für Sozialforschung) が一九九五年から一九九九年にかけてドイツとオーストリアの各地で開催した展示会「絶滅戦争。国防軍の犯罪 一九四一―一九四四年 (Vernichtungskrieg. Verbrechen der Wehrmacht 1941 bis 1944)」<sup>(4)</sup>、通称「国防軍展示会 (Wehrmachtsausstellung)」である。

この展示会は、国防軍がセルビアとソ連戦線で民間人、特にユダヤ系市民と戦争捕虜の大量虐殺に関与していたことを写真資料で視覚的に示したため、見学者にショックを与えただけでなく、「国防軍がこれらの犯罪に積極的に、そして組織全体として関与していた」というテーゼが、激しい論争を巻き起こした。<sup>(6)</sup> 国防軍研究も、おそらくこの展示会に触発されて、一九九〇年代半ば以降新たに活況を呈しているが、多くはナチが主要な敵と見なしたソ連との戦争ないしソ連での占領政策を対象としている。<sup>(7)</sup> 本稿では、国防軍が主体となった戦争犯罪の実態を明らかにするため、軍政がしかれたセルビアの事例を取り上げるが、それは同時に国防軍研究上の手薄な部分を補うためでもある。<sup>(8)</sup>

## 一 ドイツの戦争経済及び戦略とユーゴスラヴィア

### (一) 経済関係の進展

ユーゴスラヴィアを含む南東ヨーロッパは、ソ連やポーランドと異なり、ドイツの領土的要求の対象でも世界観戦争の標的でもなかった。この地域に求められていたのは、何よりもドイツの戦争経済を補完する役割である。

一九三四年九月新任の経済相シャハト (Hjalmar Schacht) が明らかにしたナチ政権の経済政策の基本方針 (「新計画」) において、ドイツ経済の重点は軍需生産に置かれた。「新計画」は、軍需生産に不可欠な原料と農産物を輸入する必要から、豊富な鉱物資源と余剰農産物を持つ南東ヨーロッパを、将来的にドイツ支配下の広域経済圏に組込むことを目標にした。<sup>(9)</sup>

南東ヨーロッパ諸国の中では、石油の埋蔵量が豊富なルーマニアと並んで、ユーゴスラヴィアがドイツの戦争経済にとって特に重要な存在だった。ユーゴスラヴィアで産出される地下資源のうち、ボーキサイトはアルミニウム生産に、クロムは特殊鋼生産に欠かせなかったからである。<sup>(10)</sup>

ドイツはユーゴスラヴィアと一九三四年五月一日に通商条約を結んだ。ドイツは、この条約でユーゴスラヴィアの余剰農産物に対する特惠関税を認めることによって、ドイツの市場をユーゴスラヴィアにとってなくてはならないものにし、ドイツのユーゴスラヴィアへの経済的浸透を促進しようとした。<sup>(11)</sup>ドイツがユーゴスラヴィアの貿易に占める割合は、一九三三年と一九四〇年の間に、輸入では一三・二パーセントから五三・七パーセントに、輸出では一一・三パーセントから三六・〇パーセントに上昇し、ドイツはユーゴスラヴィアの主要な貿易相手国となった。<sup>(12)</sup>

原料を確実に確保するため、一九三〇年代半ばからユーゴスラヴィア鉱山業へのドイツ企業の資本参加が進んだ。それまでは、イギリス企業がユーゴスラヴィア鉱山業の全資本金の半分近くを所有していた。また当時ヨーロッパ最大の銅山は、セルビアのボルにフランス資本が設立したものである。だがドイツ資本が活発に流入する一方、イギリスとフランスは一九三〇年代末になるとユーゴスラヴィアから資本を引揚げ始めた。ドイツがユーゴスラヴィアに侵攻する直前の一九四一年二月、プロイセン国立銀行とフランスのミラボー銀行の売買契約により、ボル銅山はドイツの所有に帰した。<sup>(13)</sup>

こうしてドイツは、一九三〇年代を通じて、通商関係の緊密化と資本投下により、ユーゴスラヴィアを経済的に支配下に置きつつあった。

ユーゴスラヴィアからドイツへは、労働力も供給された。一九三五年ドイツが再軍備を公にして本格的に戦争準備に乗り出すと、一九三六年半ばまでにドイツ人労働力だけでは足りなくなり、外国人労働者を募集することになった。その一環として一九三八年と一九三九年にドイツとユーゴスラヴィアの間で結ばれた協定に基づいて、一九三八年に七六〇〇名、一九三九年に一万二一九三名のユーゴスラヴィア人労働者がドイツへ出稼ぎに行った。この公的なルートとは別に、少なからぬユーゴスラヴィア人が非合法にドイツに入国し、劣悪な生活条件と労働条件のもとで働いた。第二次世界大戦が始まると、ポーランドから多くの戦争捕虜と民間人がドイツでの労働に投入されたため、ユーゴスラヴィア人の待遇は更に悪くなったが、ドイツ経済の需要に応じて、一九四〇年には二四四六名の農業労働者及び六三三四名の工場労働者と

熟練労働者が、一九四一年一月と二月には合計五一五二名の労働者が、クロアチアからドイツへ送り込まれた。<sup>(14)</sup>

## (二) ユーゴスラヴィアの三国同盟加盟問題

一九四一年四月ドイツがユーゴスラヴィアに対して武力行使に出たのは、三月二十七日にベオグラードでユーゴスラヴィアの三国同盟加盟に抗議するクーデタが起きたことが、直接のきっかけである。

第二次世界大戦が始まると、ドイツにとって南東ヨーロッパは、原料と食糧の供給地としてだけでなく戦略的にも重要な地域になった。一九四一年春に予定されていたソ連攻撃計画の中で、南東ヨーロッパはドイツ軍の補給基地として機能し、南翼側を形成する役割を与えられていた。そこで、この地域をドイツに結びつけるために、ドイツは南東ヨーロッパの諸国を一九四〇年九月二十七日にドイツ、イタリア、日本の間で成立した三国同盟に加盟させるという外交手段をとった<sup>(15)</sup>が、ユーゴスラヴィアは、直接にはギリシア攻撃計画との関連で三国同盟加盟を求められた。

一九四〇年一〇月イタリアの攻撃を受けたギリシアは、イギリスに軍事援助を要請した。バルカン半島へのイギリスの軍事介入により、南東ヨーロッパ戦線形成とルーマニア油田爆撃の可能性が生じ、これらの事態は対ソ戦の障害になると考えられたので、ドイツはバルカン半島からイギリス軍を駆逐するためにギリシア攻撃を計画した。この計画では、地理的条件からユーゴスラヴィアをドイツ側に引き入れる必要があったため、一九四〇年一二月から一九四一年三月まで交渉が重ねられた末、三月二五日ユーゴスラヴィアは三国同盟に加盟した。経済的にはドイツの支配下に入ったとしても、中立維持を望んでいたユーゴスラヴィアが、ドイツの要求に応じた理由のひとつは、自国軍隊の弱さにあった。ユーゴスラヴィアでは、侵略された場合数日で国土の大部分が制圧されるだろうと予測されていた。<sup>(16)</sup>クーデタ後に成立したユーゴスラヴィア新政府は、ドイツとの戦争を回避するために、三国同盟の維持を明言しさえしたが、<sup>(17)</sup>ヒトラーは、対ギリシア戦及び対ソ戦に際してユーゴスラヴィアがドイツ軍の行動を妨害するだろうとの不信感から、ユーゴスラヴィアの粉砕を決

意していた。<sup>(18)</sup>

ユーゴスラヴィア軍は、自ら予測したとおり、一九四一年四月六日に開始されたドイツ軍の攻撃を持ち堪えることができず、一〇日あまり後の四月一七日無条件降伏に追い込まれた。ユーゴスラヴィア政府と国王ペータル二世 (Petar II) はその前日の四月一六日に祖国を脱出し、イギリスに亡命した。

### (三) ユーゴスラヴィアの解体とドイツによるセルビア占領

ユーゴスラヴィアの降伏後、その領土はドイツとその同盟国によって分割された。ドイツは北部スロヴェニアを併合したほか、セルビアとバナートを軍政下に置いた。ユーゴスラヴィアを解体し、必要最小限の地域だけを占領したのは、主に軍事的な理由による。対ソ戦を間近にしたドイツ軍には、ユーゴスラヴィア占領に兵力を割く余裕がなかったからである。<sup>(19)</sup> その一方で、経済的な利害も考慮に入れる必要があったため、当初はセルビアのみの予定だったが、バナートの銅と石油の産出地帯も占領地域に入れられた。<sup>(21)</sup>

このような戦後処理から分かるように、ドイツにユーゴスラヴィアに対する領土的野心はなかった。ドイツ支配下のヨーロッパで軍政が導入されたのは、ドイツの政治的関心の対象でない、あるいは当面の戦争遂行のために必要とされた地域である。<sup>(22)</sup> ドイツにとってセルビアは、経済的には重要な原料と食糧の供給地であり、戦略的にはドイツ・イタリア軍が連合軍と対峙している北アフリカへの補給線の要衝だった。

一九四一年四月二二日、セルビアとバナートを管轄するドイツ軍政府が設置されるとともに、セルビア人の職務代行政府が任命された。<sup>(23)</sup> 軍政の行政区分としては、まず四つの地域司令部 (Feldkommandantur 略称 F K) の管轄地域に分けられ、次いで各 F K 管轄地域がいくつかの管区司令部 (Kreiskommandantur 略称 K K) の管轄地域に分けられた。<sup>(24)</sup> 占領兵力としては、ほぼ予定どおり、第七〇四、第七一四、第七一七歩兵師団の歩兵三個師団が派遣された。

## 二一 セルビアの抵抗運動とドイツの対抗策

(二) 一九四一年

セルビアでは、一九四一年六月二二日の独ソ戦開始をきっかけに、七月上旬、まずユーゴスラヴィア共産党主導の抵抗運動が始まった。抵抗運動によって、ドイツがセルビアを占領する目的だった交通路の安全と経済活動が危険にさらされた。ドイツ軍政府は、一九四一年末までは共産党を、一九四二年以降はセルビア民族主義者を主敵として抵抗運動に対抗していく。

共産党の抵抗運動は、一九四一年夏の間勢いを増して、セルビア中に広がっていった。抵抗勢力は、橋梁、鉄道線路、道路、電話線、産業施設の破壊によって、交通、通信、経済活動を妨害した。ドイツに「協力」するセルビア人も攻撃対象だった。抵抗勢力は武器、弾薬、制服を奪うために、セルビア憲兵隊の屯所を襲撃し、市町村役場襲撃の際には、書類を破棄し、身分証明書を強奪し、市町村長や職員に職場放棄を強要した。<sup>(25)</sup>

一九四一年八月末には、セルビア全域が叛乱状態に陥っていた。鉄道や電話線の破壊によってギリシア駐留ドイツ軍との連絡が脅かされ、北部セルビアのいくつかの炭鉱とアンチモン鉱山が、再三の襲撃のため操業停止に追い込まれていた。さらに、抵抗勢力の襲撃によって市町村の行政機能が麻痺したため、職務代行政府は、もはや責務を果たすことではできないとして辞職してしまった。<sup>(26)</sup>

セルビアに派遣されていたドイツ軍兵力も、抵抗運動の激化に対処するには、質量ともに不足していた。ドイツ軍のセルビアでの任務は、元々は鉄道、道路、橋梁などの交通路と産業施設の守備に限られており、戦闘行為には不適合な師団が派遣されていた。これらの師団は、通常の歩兵師団が歩兵三個連隊で編制されるのに、歩兵二個連隊で編制され、兵員

数が少なかっただけでなく、訓練も不十分だった。第七一四歩兵師団の場合、将校一五九名、事務官三四名、下士官七三三名、兵士五六〇八名で構成されており、将校は全員が予備役で、部隊の七五パーセントが予備軍から移って来た。<sup>(27)</sup>

そこで補助手段として、政治的、軍事的なセルビア人の動員が試みられた。セルビア政府の新しい首相には、ユーゴスラヴィア軍参謀総長と陸海軍相を務めていたネディチ (Milan Nedić) が起用された。ネディチは反共産主義者として有名且つセルビア市民に人気があったので、一般に共産主義に敵対的なセルビア市民を彼のもとに糾合できるだろうと期待されていた。<sup>(28)</sup> また、ドイツ軍政府に協力を申し出たセルビアのファシスト、リヨティチ (Dimitrije Ljotić) 及びセルビア民族主義と反共産主義を標榜するベチャナツ (Kosta Pećanac) の配下から新たに八部隊合計一六〇〇名が編制され、一九四一年九月上旬から出動した。<sup>(29)</sup>

一九四一年九月、セルビア情勢はさらに悪化した。至る所で交通路と電話線が破壊されて不通になり、鉱山は操業停止になり、行政は麻痺した。<sup>(30)</sup> このような厳しい状況に直面して、ドイツは次の二つの方法で対処した。

第一は増強されたドイツ軍による抵抗勢力掃討作戦で、フランスから移動して来た第三四二歩兵師団が中心になって、九月下旬から一二月上旬にかけて遂行された。

第二は報復政策のシステム化である。ドイツ支配下のヨーロッパ各地で導入されていた報復政策は、セルビアでも占領開始当初から実施されていたが、一九四一年夏抵抗運動が活発化する中、頻繁に行なわれるようになった。その執行に関して、国防軍統合司令部長官カイテル (Wilhelm Keitel) が一九四一年九月一六日及び九月二八日の命令で、共産主義者、民族主義者、民主主義者から人質を取り、ドイツ軍人一名死亡に対して五〇名から一〇〇名の人質を処刑するようにとの指針を定めた。<sup>(31)</sup> セルビアに関しては、セルビア全権軍司令官 (Bevollmächtigter Kommandierender General in Serbien) ベーメ (Franz Böhm) が一九四一年一〇月一〇日の命令で、ドイツ人一名死亡に対して一〇〇名を、一名負傷に対して五〇名を銃殺するよう規定した。<sup>(32)</sup> この「償いの比率 (Sühnequote)」により、報復政策の犠牲者は一九四一年一〇月以降

飛躍的に増加した。さらに、この命令の中で「総てのユダヤ人」をも人質として捕えるよう指示されたことが、セルビアでのユダヤ人の絶滅につながった。<sup>(34)</sup>

セルビアでは、一九四一年一〇月から一二月の間だけで、二万五〇〇〇名以上が報復政策の犠牲になったと推定されている。<sup>(35)</sup>中でも悪名高い事例が、クラリエヴォ及びクラグエヴァツの大虐殺である。一〇月一六日クラリエヴォで、ドイツ軍の死者五名と負傷者二〇名に対して男性一七三六名と女性一九名が、<sup>(36)</sup>続いて一〇月二〇日と二一日の両日にわたりクラグエヴァツで、ドイツ軍の死者一〇名と負傷者二六名に対して合計二三〇〇名以上が銃殺された。犠牲者は住居、路上、職場で手当り次第に捕えられた人々である。<sup>(37)</sup>これらの大虐殺について、ドイツ軍政府内部でも、無差別の逮捕と殺戮が占領軍に対する住民の敵意を強め、彼らを共産主義陣営に追いやり、叛乱の迅速な鎮圧どころか、抵抗運動を強化する結果になるのではないかという懸念が示された。<sup>(38)</sup>クラリエヴォでは、経済的にも悪影響があった。大勢の労働者が殺害されたために、この国営飛行機工場がしばらくの間操業停止に追い込まれたのである。<sup>(39)</sup>

一九四一年秋ドイツ軍の抵抗勢力掃討作戦に際して、抵抗勢力はドイツ軍との正面衝突を避ける戦法をとり、その主力は一九四一年末までにセルビア領外へ退いた。以後セルビア情勢は鎮静化に向かった。引続き一九四二年三月まで残存抵抗勢力に対する掃討戦が行なわれた後、四月から九月まで概ね平穏な状況が保たれた。

## (二) 一九四二年以後

一九四二年以降ドイツがセルビアの抵抗勢力として共産党よりも危険な存在と見なしたのは、元ユーゴスラヴィア軍大佐ミハイロヴィチ (Draza Mihailović) をリーダーとするセルビア民族主義者の抵抗組織「ミハイロヴィチ・チェトニク」である。

共産党については、その活動は一九四二年春までにほぼ鎮圧され、住民も拒否的な態度をとっていると評価された。一

方ミハイロヴィチについては、大セルビア主義、反共産主義、君主主義によりセルビア人の絶大な支持を得ている<sup>(40)</sup>だけでなく、北アフリカでドイツ・イタリア軍と対峙中のイギリスが援助を与えていることから、ますます危険視されていく。一九四二年一〇月セルビア情勢が再び騒然となったのは、ドイツ軍がミハイロヴィチ・チュトニクに対して攻撃を仕掛けたことによる。

セルビアの治安維持にはドイツ軍兵力だけでは不十分だったので、ブルガリア軍、亡命ロシア人部隊、セルビア人部隊が投入された。殊に一九四二年以降、セルビアを退いた共産党がクロアチアで抵抗運動を展開し、地中海の戦況が緊迫化するにつれて、ドイツ軍はセルビア領外へ移動していったため、それを補充しなければならなかった。第七一四歩兵師団が一九四二年八月、第七一七歩兵師団と一九四二年九月セルビアに投入された第七SS志願兵師団「プリンツ・オイゲン(Prinz Eugen)」が一九四三年一月クロアチアへ、一九四三年四月一日付で第七〇四歩兵師団が再編された第一〇四狙撃兵師団が一九四三年六月ギリシアへ移動した。第一〇四狙撃兵師団を引継いだのはドイツ軍の第二九七歩兵師団であるが、補充兵力としては主にブルガリア軍が派遣されて来た。いずれにしても兵力不足のため、抵抗勢力に対する軍事作戦と施設警備を両立させるのは難しい状況だった<sup>(42)</sup>。

セルビア人兵力は、セルビア国家警察が再編されたセルビア国家衛兵隊(Serbische Staatswache)、リヨテイチ配下の義勇兵部隊(Freiwilligenverbände)、ペチャナツ配下のチュトニク部隊(Cemikverbände)から成っており、このうちチュトニク部隊が、当初からミハイロヴィチへの内通を疑われていた<sup>(43)</sup>。

報復政策については、一九四一年一二月ペーメの後任としてセルビア全権軍司令官に就任したバードナー(Dauid Bader)が、セルビアの叛乱を鎮圧するのに貢献したとして、その有効性を高く評価し、継続を命じた<sup>(44)</sup>。ただし「償いの比率」は死者一名に対して五〇名、負傷者一名に対して二五名と半減した<sup>(45)</sup>。一九四二年三月下旬から一〇月まで、報復処刑の報告は一件のみだが、人質は常時収容所に確保されていた。一九四三年になると、報復処刑が連日のように「償いの比率」

どおりに執行されたために、処刑すべき人質の不足に悩むようになった。

### 三 人質と労働力

#### (二) 「人的資源」の奪い合い

セルビアでは、人質の不足以前に、一九四一年夏以降それまで以上に顕著になったドイツの労働力不足が反映していた。

一九四一年九月には、ソ連に対する電撃戦が失敗したことが明らかになり、ドイツの戦争経済は、長期の消耗戦に適應できるように構造転換を迫られた。労働力に関しては、第二次世界大戦開始後、主にポーランド人とフランス人が動員されていたが、一九四一年秋ロシア人の動員へと方針が大きく転換した。一九四一年一〇月三十一日のヒトラーの命令と一月七日の四カ年計画全権ゲーリング (Hermann Göring) の命令は、ソ連の戦争捕虜と民間人をドイツの戦争経済に投入せよという内容で、ロシア人強制労働が展開していく前提となった。労働力不足が深刻化したのは、戦争の長期化による軍需企業の需要の増加だけでなく、国防軍への召集も原因である。東部戦線からの兵士の帰還を当てにすることができなくなったばかりか、一九四二年春までに新たに七〇万名が召集されたため、労働者、特に熟練労働者の不足が目立ってきた。そこで産業界と国防軍双方の需要を満たすためには、ますます外国人労働力に頼らざるを得なくなっていく。<sup>(47)</sup> そのやり方は、暴力的なものだった。一九四二年一月末、ゲーリングの側近グループが、将来的には占領地域から強制的な手段で労働力を調達する必要があるという指令を出した。<sup>(48)</sup> 一九四二年三月二日労働配置全権委員 (Generalbevollmächtigter für den Arbeitseinsatz 略称 GBA) に任命されたザウケル (Fritz Sauckel) は、ドイツの戦争経済に十分な労働力を提供するため、外国人労働者をとりわけソ連地域で強制的に徴募した。<sup>(49)</sup>

一九四一年四月ユーゴスラヴィアが敗北した後、セルビアからもドイツへ労働力が提供された。一九四一年五月末までに、約二〇万の戦争捕虜と労働者が、強制労働のためドイツに送られた。それとは別に約二万の戦争捕虜がセルビアでの強制労働のために残される筈だったが、ドイツでの労働力不足に鑑み、彼らもドイツへ送られることになった。<sup>(50)</sup>セルビア人戦争捕虜の大部分は、ドイツで農業労働に従事した。<sup>(51)</sup>

戦争捕虜とは別に、募集に応じた労働者がドイツへ赴いた。その数は一九四一年末までに約三万二八〇〇名に達した<sup>(52)</sup>が、今度はセルビアでの労働力不足のため、一九四二年八月末までに合計四万三九〇〇名がドイツへ送られた後、ドイツ向けの労働者募集は中止せざるを得なかった。<sup>(53)</sup>労働力不足という状況はドイツ本国だけでなく占領地でも同様であり、セルビアでは一九四二年四月以来労働者不足が顕著で、特に鉸山で熟練労働者が不足し、セルビアで産出される原料の軍需生産にとっての重要性から、この状況は好ましくなかったからである。セルビアの鉸山の労働力不足は、民族ドイツ人が一九四二年三月新設のSS師団「プリンツ・オイゲン」<sup>(54)</sup>に召集されたことも原因だったので、軍需企業で職場長あるいは熟練労働者として働いていた民族ドイツ人の召集解除が、七月になって要請された。<sup>(55)</sup>このように、ドイツとセルビアの間で、またセルビアでもドイツと同様に軍隊と企業の間で、「人的資源」の奪い合いが見られた。

## (二) 労働力創出と抵抗運動

ドイツ支配圏で不足していた労働力を創出するために、一九四二年三月セルビアで、捕えた「叛徒」の取扱いに変更があり、それまでは全員を殺害していたのだが、場合によっては強制収容所に引渡し、労働力として「活用」することになった。<sup>(56)</sup>

同時期に国防軍統合司令部は、セルビアで捕えた「叛徒」をスカンジナビア北部に送り込んで苛酷な条件下で建設労働に従事させるという計画を立てた。<sup>(57)</sup>実際に一九四二年四月二五日一七〇〇名がノルウェー北部へ移送され、七月はじめ

までに、セルビアから三回の「輸送」でセルビア人二八四〇名とクロアチア人一三〇〇名が、クロアチアから合計一七〇〇名がノルウェーへ送られた。<sup>(59)</sup>

ノルウェーでは、悲惨な境遇が待っていた。ひとつの例をあげてみよう。一九四二年六月二日ノルウェーに、インテリ、労働者、農民、戦争捕虜、パルチザン、「政治的に疑わしい分子」で構成されたユーゴスラヴィア人九〇〇名が到着した。彼らは四〇〇名と五〇〇名の二グループに分けられ、別々の収容所に送られた。収容所では、六名用のバラックに四五名が押し込められた。住環境だけでなく労働条件も苛酷で、厳寒の中まともな衣服もなく、連日一二時間屋外での作業に従事させられた。十分な食糧も医薬品もなく、病気になる者は情け容赦なく射殺された。四〇〇名のグループのうち一九四二年末の時点での生存者は九〇名、五〇〇名のグループで一九四三年三月に生存していたのは三〇名に過ぎない。<sup>(60)</sup>

「叛徒」や「危険分子」をセルビアからドイツやノルウェーに送るといふ方策には、彼らの労働力としての「活用」という経済的利点だけでなく、抵抗運動弱体化という狙いがあった。ザウケルも、外国人労働者をドイツへ送ることによって占領地域の抵抗運動を弱めることができる<sup>(61)</sup>と考えていた。ゲーリングは一九四二年一月、抵抗運動対策と労働力創出を意図的に結びつける方針を打ち出した。<sup>(62)</sup>

セルビアでは、ミハイロヴィチへの内通を疑われて、一九四二年四月から一九四三年三月にかけて解体されたチェトニク部隊のメンバーが、強制労働のために、同時に彼らが抵抗運動に参加するのを防ぐために、ドイツやノルウェーへ移送された。<sup>(63)</sup>

### (三) 人質及び労働力の確保の方法

先に触れたように、一九四三年になってドイツ軍政府は人質不足に悩むようになった。これは報復処刑の件数が一九四

二年一二月以降増加し、一九四三年に入ると連日のように執行されるようになったためである。

報復政策でセルビア市民の生命が失われることを何より恐れていたミハイロヴィチは、一九四二年一月、ドイツ人ではなく、それまで報復措置の対象でなかったセルビア人の市長や官吏を襲撃することで、ドイツ軍政府に協力しているセルビア行政機関を内側から堀崩そうとした。<sup>(64)</sup>これに対し、ドイツ軍政府は即座に、ドイツ人の死傷や行方不明だけでなく、セルビア人官吏の死傷や拉致及び施設破壊の場合も処刑が執行されるという報復政策の強化で応じた。<sup>(65)</sup>事実一二月以降報復処刑の件数が増加し、住民のミハイロヴィチ・チェトニクに対する反発が強まった。<sup>(66)</sup>

人質不足の兆候は、一九四三年二月早々に現われてきた。人質については、一九四三年二月二八日の命令で、「償いの比率」はドイツ人とブルガリア人殺害の場合は五〇名、同じく負傷の場合は二五名、セルビア人殺害の場合は一〇名、同じく負傷の場合は五名、施設襲撃の場合は最高一〇〇名まで、処刑される人質は、「犯人」が共産党員の場合は共産主義者から、ミハイロヴィチ・チェトニクの場合はミハイロヴィチ支持者から選び出すこと、処刑は犯行が行なわれた地域あるいは「犯人」の出身地のKKにFKが委任すること、九つの収容所に常に少なくとも五〇名の人質を確保しておくことなどが定められたが、<sup>(67)</sup>人質不足のために、規定どおりの執行は困難を伴った。

FKないしKKの管轄地域内の収容所で人質が足りない場合は、保安警察司令官管轄の収容所から補ったが、それも徐々に難しくなっていた。一九四三年五月ベオグラードのFKが共産主義者一五〇名の銃殺を命じられた際、その管轄地域内の収容所には共産主義者がいなかったため、保安警察司令官に処刑が委任された。一五〇名のうち保安警察司令部によって八四名、レスコヴァツの保安警察支署で四名、クラリエヴォで三名、ニーシュで五九名が銃殺された。<sup>(68)</sup>

このような状況下で一九四三年五月、ベオグラードのFKが「償いの比率」を下げることを提案したが、バーダーはこれを却下し、これまでどおりの「償いの比率」の維持を言明した。<sup>(69)</sup>

一九四三年七月半ば、保安警察司令官の収容所は人質が尽きてしまったので、必要な人質はそれぞれの管轄地域内で

「調達」するようになるという命令が各FKに出された。場合によっては、最後の手段ではあるが、「人質調達」を目的とする特別作戦も許可されることになった。<sup>(70)</sup>

不足の人質は、セルビア政府内相の指示に従ってセルビア郡長から各FKに提出されていた共産主義者またはミハイロヴィチ支持者と目された人々のリストと<sup>(71)</sup>、「嵐 (Sturmwind)」リストという叛乱参加が確実と見なされた人々のリストからも補充された。<sup>(72)</sup>

一九四三年には、労働力不足もますます顕著になっていった。それを解消するために、三月二〇日のバーダーの命令により、労働能力のあるセルビア市民はドイツの戦争経済のために総動員されることになった。<sup>(73)</sup>

人質が強制労働に回される場合もあった。一九四三年二月、トポニツァ村近郊で共産党の襲撃によりドイツ兵八名が被害された際、報復として共産主義者四〇〇名が殺害されただけでなく、トポニツァ村の家屋を焼払い、ボジャレヴァツ郡の男性住民合計二四九名を人質として逮捕したが、そのうち二四〇名がドイツでの強制労働に提供されることになった。<sup>(74)</sup> また、本来人質として捕えた二〇〇名を、人質が不足しない限りという条件付ではあるが、ボル銅山での労働に投入するという計画も立てられた。<sup>(75)</sup>

逆のケースもあった。一九四三年六月末から七月はじめてにかけて、ドイツ軍はコゾフスカ・ミトロヴィツァの共産主義組織を襲撃し、三九名を逮捕した。そのうち八名は釈放されたが、ユーゴスラヴィア共産党の幹部一〇名は処刑、ヒラの共産党員八名はドイツへ強制労働送り、共産党シンパー二名を「自由労働」に提供することになった。(もう一名は、逃亡した者の代わりに人質として逮捕された母親である。) だが人質不足のため、強制労働送りを予定されていた八名のうち六名が、一〇月一日に報復処刑された。<sup>(76)</sup>

労働不能になった捕虜も、「報復」に「活用」された。一九四三年一月ウィーンの収容所に、罹病したセルビア人捕虜七六名が移送されて来た。収容所責任者には、彼らを長期にわたって収容しておくことも釈放することもできなかったの

で、そのうち六九名が一九四三年二月一日セルビアの收容所に移され、その翌日「報復」のために銃殺された。<sup>(77)</sup>

ドイツ軍政府は、このように、人質と労働力双方の不足を解消するための「努力」を続けた。一九四三年八月には、戦鬪中に捕えた「叛徒」について、人質と労働力をより多く確保するため、それまでは基本的にその場で処刑することになっていたが、特に必要な場合にのみその場で処刑すること、それ以外の場合は労働に回されるか人質とされることになった。<sup>(79)</sup> さらに、「叛徒」自身のみならずその息子、父親、兄弟も、罰金やドイツでの強制労働が科され、あるいは人質として報復処刑されることになった。<sup>(80)</sup>

## おわりに

一九四二年以降の長期戦下、労働力不足が深刻化する中、ドイツはさまざまな方法で労働力を確保しようとした。労働力不足の状況はドイツ本国ばかりでなくセルビアでも同様だったにもかかわらず、セルビアのドイツ軍政府は、一度の処刑で数十名から数百名の人命が失われる報復政策の維持にこだわり、人質確保にあらゆる手立てを尽くした。人質と労働力の「兼用」も行なわれた。中央の方針としても提示された抵抗運動対策と労働力確保のリンクには、「合理性」も見られるが、本来円滑な経済活動を可能にするための治安維持である筈が、報復政策の維持が殆ど自己目的化していた。

そもそもドイツには、ユーゴスラヴィア征服計画はなかった。ユーゴスラヴィアに期待されていたのは、地下資源と農産物を提供することでドイツの経済を補う役割であり、事実ユーゴスラヴィアは、経済関係の緊密化を通じてドイツの支配下に入りつつあった。予定外の戦争の後、主要な戦争目的であるソ連攻撃を間近にしたドイツ軍に、予定外のセルビア占領のために割くことのできる十分な兵力はなく、兵力不足の状況は戦争が長期化する中でますます悪化していった。

報復政策には、このような兵力不足を補う側面があった。実際、報復政策は市民が抵抗運動に加担するのを妨げる効果

があり、抵抗勢力の活動によって犠牲が出ると、市民はミハイロヴィチ・チュエトニクにさえ拒否的な反応を示した。だが、報復政策によって抵抗運動を最終的に鎮圧することができたのではなく、その場しのぎの対症療法に過ぎなかった。

このような対処の仕方は、ドイツの支配圏の中でセルビアをどう位置づけるかについて、元々長期的な展望がなかったことから来ている。セルビアは、ユーゴスラヴィア攻撃に至る事情及び軍政がしかれたことから分かるように、イデオロギー上のあるいは政治的な関心の対象ではなく、当面の戦争遂行に必要な経済的利用のため及び北アフリカへの補給路としてのみ、押さえておかなければならない地域だった。

セルビア人はスラヴ民族に属し、報復政策による住民の犠牲が大きかったことから、セルビア占領政策も、「スラヴの下等人種 (slawische Untermenschen)」として住民が苛酷な扱いを受けたソ連とポーランドの場合と同じく、人種主義に基づいていたという解釈は受け入れられやすい。確かにナチズムの基盤は人種主義であり、ナチ体制の諸政策は全体として、人種主義に基づく社会の実現を目標とするものだった。セルビア人については、奴隷化ないし撲滅すべき「下等人種」とする評価は見当たらないが、異文化を持つ民族に対する偏見や強力な民族主義に対する警戒心は存在した。<sup>(82)</sup>セルビアの場合は、それに加えて、現実問題として情勢の悪化に対処するのに他に有効な手段がないという条件下で、住民の多大な犠牲をもたらした報復政策のシステムとしての「洗練」ないし過激化がなされ、その維持に「努力」が傾けられた。

註

- (1) ニュルンベルク継続裁判「第七号事件」の公判裁判記録に、どこにも抄録であるが、『*Trials of War Criminals before the Nuernberg Military Tribunals under Control Council Law No. 10. Nuernberg October 1946-April 1949*, vol. XI, Washington: United States Government Printing Office, 1951; *Fall 7. Das Urteil gefaßt am 19. Februar 1948 vom Militaergerichtshof V der Vereinigten Staaten von Amerika*, hrsg. von Martin Zöller u. Kazimierz Leszczyński, Berlin: VEB Deutscher Verlag der Wissenschaften, 1965 ㉞㉟㊱㊲。
- (2) 代表的なものが Erich von Manstein, *Verlorene Siege*, Bonn: Athenäum, 1955。
- (3) 最初の成果が Manfred Messersmidt, *Die Wehrmacht im NS-Staat. Zeit der Indoktrination*, Hamburg: R. v. Decker's Verlag, 1969; Klaus-Jürgen Müller, *Das Heer und Hitler: Armee und nationalsozialistische Regime 1933-1940*, Stuttgart: Deutsche Verlags-Anstalt, 1969。
- (4) *Vernehmungskrieg. Verbrechen der Wehrmacht 1941 bis 1944. Ausstellungskatalog*, hrsg. vom Hamburger Institut für Sozialforschung, 3. Aufl., Hamburg: Hamburger Edition, 1997。
- (5) *Ebd.*, S. 7。
- (6) 日本で「国防軍展示会」をめぐる論争を紹介した論考に、木戸衛一「ドイツにおける『国防軍論争』」『季刊戦争責任研究』第一八号（一九九七年冬季号）（一九九七年一

二月）五四～六二ページ、中田潤「ドイツ国防軍とユダヤ人問題―独ソ戦に關しての歴史認識をめぐって―」『歴史評論』第五八一号（一九九八年九月）六二～七八ページ、中田潤「国防軍の犯罪と戦後ドイツの歴史認識」『茨城大学人文学部紀要 社会科学論集』第三五号（二〇〇一年九月）一～一八ページがある。

- (7) 近年出版された大部の研究に Johannes Hürter, *Hitlers Heerführer. Die deutschen Oberbefehlshaber im Krieg gegen die Sowjetunion 1941/42*, 2. Aufl., München: R. Oldenbourg Verlag, 2007; Dieter Pohl, *Die Herrschaft der Wehrmacht. Deutsche Militärbesatzung und einheimische Bevölkerung in der Sowjetunion 1941-1944*, München: R. Oldenbourg Verlag, 2008; Felix Römer, *Der Kommissarbefehl. Wehrmacht und NS-Verbrechen an der Ostfront 1941/42*, Paderborn u. a.: Ferdinand Schöningh, 2008; Christian Hartmann, *Wehrmacht im Ostkrieg. Front und militärisches Hinterland 1941/42*, München: R. Oldenbourg Verlag, 2009 ㉞㉟㊱。
- (8) Venceslav Glivić, *Der Terror und die Verbrechen des faschistischen Deutschland in Serbien 1941 bis 1944*, phil. Diss., Humboldt-Universität Berlin, 1968 ㉞㉟㊱。報復政策をはじめとするセルビアでのドイツの対抵抗運動テロ政策の全体像を初めて提示した研究である一方、Christopher R. Browning, “Wehrmacht Reprisal Policy and Mass Murder of Jews in Serbia”, in: *Militärgeschichtliche Mitteilungen*, 33 (1983), S.

- 33-47 ↪ Walter Manoschek, “Serbien ist judenfrei”. *Militärische Besatzungspolitik und Judenvernichtung in Serbien 1941/42*, München: R. Oldenbourg Verlag, 1993; 2. Aufl., 1995 は、国防軍が、セルビアの「ユダヤ人問題」を報復政策と結びつけようとしたこと「解決」したことを明らかにした。ブレンヒョフの研究を基に「国防軍展示会」で「Serbien, Partisanenkrieg 1941」の部分を担当した。
- (㉟) Hans-Erich Volkman, “Die NS-Wirtschaft in Vorbereitung des Krieges”, in: *Das Deutsche Reich und der Zweite Weltkrieg*, hrsg. vom Militärgeschichtlichen Forschungsamt, Bd. 1: Ursachen und Voraussetzungen der deutschen Kriegspolitik, Stuttgart: Deutsche Verlags-Anstalt, 1979, S. 254-259.
- (㊱) Detlev Vogel, “Deutschland und Südosteuropa. Von politisch-wirtschaftlicher Einflußnahme zur offenen Gewaltanwendung und Unterdrückung”, in: *Der Zweite Weltkrieg: Analysen-Grundzüge-Forschungsbilanz*, hrsg. von Wolfgang Michalka, München / Zürich: Piper, 1990, S. 533; *Griff nach Südosteuropa. Neue Dokumente über die Politik des deutschen Imperialismus und Militarismus gegenüber Südosteuropa im zweiten Weltkrieg*, hrsg. von Wolfgang Schumann, Berlin: VEB Deutscher Verlag der Wissenschaften, 1973, S. 10-15.
- (㊲) Hans-Jürgen Schröder, “Der Aufbau der deutschen Hegemonialstellung in Südosteuropa 1933-1936”, in: *Hitler:*

*Deutschland und die Mächte. Materialien zur Außenpolitik des Dritten Reiches*, hrsg. von Manfred Funke, Düsseldorf: Droste Verlag, 1976, S. 761.

- (㊳) Volkman, “Die NS-Wirtschaft in Vorbereitung des Krieges” (註の参照), S. 345-346.

- (㊴) Roland Schönfeld, “Deutsche Rohstofficherungspolitik in Jugoslawien 1934-1944”, in: *Trennjahrshefte für Zeitgeschichte*, 24. Jg. / Heft 3 (1976), S. 223-234; Sabine Rutar, “Arbeit und Überleben in Serbien. Das Kupfererzbergwerk Bor im Zweiten Weltkrieg”, in: *Geschichte und Gesellschaft*, 31. Jg. / Heft 1 (2005), S. 101-134 は、ナチ・ドイツの戦争経済への労働投入を扱った研究でユーゴスラヴィアが殆ど取り上げられなくなり現状を指摘した上で、ホル銅山への労働力投入の実態を示し、被占領者の抵抗の可能性について考察している。

- (㊵) Mira Kolar-Dimitrijevic, “Movement of Labour Force between the Third Reich and Yugoslavia (1933-1941)”, in: *The Third Reich and Yugoslavia 1933-1945*, Belgrade: Institute for Contemporary History, 1977, pp. 335-355.

- (㊶) *Europa unterm Hakenkreuz. Die Okkupationspolitik des deutschen Faschismus (1938-1945)*. Achtbändige Dokumentenedition, hrsg. vom Bundesarchiv, Bd. 6: Die Okkupationspolitik des deutschen Faschismus in Jugoslawien, Griechenland, Albanien, Italien und Ungarn (1941-1945), Berlin

- / Heidelberg: Hüthig Verlagsgemeinschaft, 1992, S. 29-30; Vogel, “Deutschland und Südosteuropa” (註10参照), S. 534.
- (9) Delf Vogels, “Das Eingreifen Deutschlands auf dem Balkan”, in: *Das Deutsche Reich und der Zweite Weltkrieg*, hrsg. vom Militärgeschichtlichen Forschungsamt, Bd. 3: Der Mittelmeerraum und Südosteuropa. Von der “non belligeranza” Italiens bis zum Kriegseintritt der Vereinigten Staaten, Stuttgart: Deutsche Verlags-Anstalt, 1984, S. 419-423, S. 436-440.
- (17) Politisches Archiv des Auswärtigen Amtes (Z1 PA-AA 262), R29662, Jug. Erklärung an Ital. Gesandten in Belgrad, 30. 3. 1941.
- (20) *Akten zur deutschen auswärtigen Politik 1918-1945*, Serie D, Bd. XII/1, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 1969, S. 307-308, Dok. 217, 27. 3. 1941.
- (21) Klaus Olshausen, *Zwischenspiel auf dem Balkan. Die deutsche Politik gegenüber Jugoslawien und Griechenland von März bis Juni 1941*, Stuttgart: Deutsche Verlags-Anstalt, 1973, S. 154.
- (22) ドイツのセルビア占領政策についての包括的な研究のなかで、経済的側面を扱ったKarl-Heinz Schlarp, *Wirtschaft und Besetzung in Serbien 1941-1944. Ein Beitrag zur nationalsozialistischen Wirtschaftspolitik in Südosteuropa*, Stuttgart: Franz Steiner Verlag, 1986, 147頁。マルクトの経済政策は全体としては成功したとは言えないと評価されている。

- る。その原因として、ユーゴスラヴィアの経済的な結びつきが強まっていたにもかかわらず、戦争を仕掛け、ユーゴスラヴィアという地域の経済的一体性を破壊したという前提だけでなく、抵抗運動とその弾圧策が及ぼした負の影響も指摘されている。
- (12) *Der Prozeß gegen die Hauptkriegsverbrecher vor dem internationalen Militärgerichtshof. Nürnberg 14. November 1945-1. Oktober 1946* (Z1 IMT 262), Bd. 27, Nürnberg, 1948, S. 61-62, Dok. 1195-PS, 12. 4. 1941, “ハーローヒタネ銅口”の語句。
- (23) Hans Umbreit, “Die deutsche Besatzungsverwaltung: Konzept und Typisierung”, in: *Der Zweite Weltkrieg* (註10参照), S. 715, S. 720.
- (24) Bundesarchiv-Militärarchiv (Z1 BA-MA 262), RW 40/1, Befehl für die Einrichtung einer Militärverwaltung in Serbien, 20. 4. 1941; MbH. in Serbien an OB der 2. Armee, 22. 4. 1941.
- (25) BA-MA, RW40/2, MbH. in Serbien/KdoSt./Ia, [Verzeichnis von FK u. KK.] 1. 5. 1941; MbH. in Serbien / KdoSt. an alle FK u. KK., 2. 5. 1941.
- (26) BA-MA, RH26-114/3, 714, ID/Ia, Tätigkeitsberichte für 1. Mar-31. Juli 1941, für August 1941 und für September 1941.
- (28) BA-MA, RW40/5, Lage- und Tätigkeitsbericht der Abteilung Ia für August 1941, 5. 9. 1941; RW40/186, BfH.

Serbien/VerwSt., 4. Lagebericht, 6. 9. 1941.

(25) BA-MA, RH26-114/3, 714. ID/1a, Tätigkeitsbericht, 1. Mai-31. Juli 1941; Manoschek, "Serbien ist judenfrei", 2. Aufl. (註∞参照), S. 30.

(26) PA-AA, R29663, Benzler an AA, Nr. 562, 29. 8. 1941.

(27) BA-MA, RW40/1, Bfh. Serbien/KdoSt/VerwSt./1a, Ausbau der serbischen Gendarmerie, 6. 9. 1941.

(28) BA-MA, RW40/11, FK 809 an Bfh. Serbien/1a, Lagebericht 1. Monatsdrittel, 8. 9. 1941; Bfh. Serbien/KdoSt./1a an Wbh. Sudost, Lagebericht für den Zeitraum v. 1.-10. 9. 41; FK610/1a an Bfh. Serbien/Chef des GenSt., Berichterstattung über die politische Lage zum 18. jü. Mts., 18. 9. 1941.

(29) BA-MA, RH26-342/11, Chef des OKW/WFSu/Abt. L(IV/Qu), Kommunistische Aufstandsbewegung in den besetzten Gebieten, 16. 9. 1941; Staatsarchiv Nürnberg (Sta. Nürnberg 25監記). Nbg. Dok. NOK W-458, OKW/WFSu/Abt. L(IV/Verw.), Geiselnahme, 28. 9. 1941.

(30) スーメはニュルンベルク継続裁判「第七号事件」の被告となったが、裁判が始まって間もなく一九四七年五月二十九日に自殺した。

(31) BA-MA, RH26-342/13, Bev. Kdr. Gen. in Serbien/III/Chef Mil. V./Qu, Niederwerfung kommunistischer Aufstandsbewegung, 10. 10. 1941.

(32) セルビアのユダヤ人は一九四一年末までに男性が、一

九四二年三月と五月下旬の間に女性と子供が殺害された (Manoschek, "Serbien ist judenfrei" [註∞参照])。

(33) *Ebd.*, S. 186.

(34) BA-MA, RH26-117/3, 717. ID, Tagesmeldungen vom 15. 10. 1941 u. 17. 10. 1941.

(35) BA-MA, RW40/12, KKI/832 an FK610/Bfh. Serbien/1a, 20. 10. 1941; RH26-104/16, Bericht über den Einsatz des I./I. R. 724 für die Zeit vom 17. 10-25. 10. 1941, 27. 10. 1941.

(36) BA-MA, RH26-104/16, Bev. Kdr. Gen. in Serbien/III/Chef Mil. V./Qu, Niederwerfung der Aufstandsbewegungen in Serbien, 25. 10. 1941.

(37) BA-MA, RW29/31, Wehrwirtschaftsstab Sudosten, Zusammenfassung Monat Oktober 1941.

(38) BA-MA, RH26-114/6, 714. ID/1c, Stimmungsbericht, 12. 3. 1942; RH26-114/7, 714. ID/1c, Stimmungsbericht, 12. 4. 1942.

(39) Mark C. Wheeler, *Britain and the War for Yugoslavia, 1940-1943*, New York: Columbia University Press, 1980, p. 172.

(40) BA-MA, RW40/42, Kdr. Gen. u. Bfh. in Serbien/1a an OB Sudost, Lagebericht für die Zeit vom 16. 5.-15. 6. 1943, 18. 6. 1943.

(41) チェルニク部隊がシンハイロヴィチとの協力関係を疑われて解体されるに至る事情については、若林美佐知「ナチ体制の政策決定要因をめぐる一考察—ドイツ占領下セルビアにおける抵抗運動対策をてがかりに—」『現代史研究』

第五一号（二〇〇五年十二月）七—一〇ページを参照。

- (44) BA-MA, RW40/14, Anl. 3 zu Bev. Kdr. Gen. in Serbien/Ia, Grundsätzliche Weisungen für den Winter, 20. 12. 1941.
- (45) BA-MA, RW40/14, Bev. Kdr. Gen. in Serbien/Qu. an VerwSt./Ia, 22. 12. 1941.
- (46) 報復処刑の犠牲者は「償いのための虜囚 (Sühnegefangene)」と「人質 (Geiseln)」に区別された。前者は共産主義者などインテロギー上のナチの敵であり、後者は一般市民の中から取られた (BA-MA, RW40/14, Anl. 3 zu Bev. Kdr. Gen. in Serbien/Ia, Grundsätzliche Weisungen für den Winter, 20. 12. 1941)。記述が煩雑なものを避けるため、本稿では便宜上「人質」に統一している。
- (47) Dietrich Eichholtz, *Geschichte der deutschen Kriegswirtschaft 1939-1945*, Bd. II: 1941-1943, Berlin: Akademie-Verlag, 1985, S. 182-193; Ulrich Herbert, “Der Ausländerinsatz: Fremdarbeiter und Kriegsgefangene in Deutschland 1939-1945 — ein Überblick”, in: *Herrmannsich und Arbeitsvölker: Ausländische Arbeiter und Deutsche 1939-1945*, Berlin: Rotbuch Verlag, 1986, S. 18-27.
- (48) BA-MA, RW29/31, Wehrwirtschaftsstab Südosten, KTB vom 1. 1.-30. 6. 1942, Eintrag vom 26. 2. 1942.
- (49) Eichholtz, *Geschichte der deutschen Kriegswirtschaft*, Bd. II (註7参照), S. 203-208.
- (50) BA-MA, RW40/183, BfH. Serbien/VerwSt., 1. Lagebericht, 26. 5. 1941; RW40/184, BfH. Serbien/VerwSt., 2. Lagebericht, 10. 7. 1941.
- (51) *Schlarf, Wirtschaft und Besatzung in Serbien* (註20参照), S. 207.
- (52) BA-MA, RW29/42, Wehrwirtschaftsstab Südosten, Lagebericht, 10. 1. 1942.
- (53) BA-MA, RW29/43, Wehrwirtschaftsstab Südosten, Lagebericht, 10. 9. 1942. ドイツ向け労働者募集は一九四三年三月に再開された (BA-MA, RW29/35, Wehrwirtschaftsstab Südosten, Lagebericht, 12. 4. 1943)。四月に三七八二名の工場労働者がドイツへ赴いた (BA-MA, RW29/36, Wehrwirtschaftsstab Südosten, Lagebericht, 10. 5. 1943)。
- (54) 芝健介「第二次世界大戦における武装親衛隊と民族ドイツ人」『歴史学研究』第八八三号（二〇一一年九月）二四ページに、「ブリニンツ・オイゲン」が対バルチザン戦の際行なった住民虐殺について記述がある。
- (55) BA-MA, RW29/31, Wehrwirtschaftsstab Südosten, Zusammenfassungen vom April, Mai u. Juni 1941; RW29/43, Wehrwirtschaftsstab Südosten, Lageberichte vom 10. 7. 1942 u. 10. 8. 1942
- (56) BA-MA, RW40/27, Kdr. Gen. u. BfH. in Serbien/Ia, 18. 3. 1942, Kdr. Gen. u. BfH. in Serbien/Ia, Behandlung eingetrachter Aufständischer, 25. 3. 1942.

- (㉞) BA-MA, RH20-12/218, WB Südost/O. Qu/Qu 2 an Kdr. Gen. u. Bfh. in Serbien, 30. 3. 1942.
- (㉟) BA-MA, RW40/29, Kdr. Gen. u. Bfh. in Serbien/Ia an WB Südost, Tagesmeldung, 2. 5. 1942.
- (㊱) SA Nürnberg, Nbg. Dok. NG-1871, Chef der Sipo und des SD/IV D4 an Ausw. Amt, Entsendung politisch unerwünschter Elemente aus Kroatien nach Norwegen, 8. 7. 1942.
- (㊲) *IMT* (裁判録), Bd. 7, Nürnberg, 1947, S. 479.
- (㊳) Schlap, *Wirtschaft und Besatzung in Serbien* (裁判録), S. 207; Hans Umbreit, "Die deutsche Herrschaft in den besetzten Gebieten 1942-1945", in: *Das Deutsche Reich und der Zweite Weltkrieg*, hrsg. vom Militärgeschichtlichen Forschungsamt, Bd. 5/2: Organisation und Mobilisierung des deutschen Machtbereichs, Kriegsverwaltung, Wirtschaft und personelle Ressourcen 1942-1944/45, Stuttgart: Deutsche Verlags-Anstalt, 1999, S. 215, 220.
- (㊴) Umbreit, "Die deutsche Herrschaft in den besetzten Gebieten" (裁判録), S. 155.
- (㊵) BA-MA, RH26-114/10, 714, ID/Ic, Feindlagebericht für die Zeit vom 1.-15. 7. 42, 18. 7. 1942, RW40/33, Kdr. Gen. u. Bfh. in Serbien/Ia, Massnahmen zur Aufklärung und Bekämpfung der D. M.-Bewegung, 9. 9. 1942.
- (㊶) PA-AA, R29664, Benzler an AA, Nr. 1644, 22. 11. 1942.
- (㊷) BA-MA, RH26-104/29, Kdr. Gen. u. Bfh. in Serbien, Bekannmachung, 21. 11. 1942.
- (㊸) PA-AA, R101094, Feine an AA, Nr. 34, 14. 1. 1943; BA-MA, RW40/37, Kdr. Gen. u. Bfh. in Serbien/Ia an OB Südost, Lagebericht für die Zeit vom 11.-20. 1. 1943, 20. 1. 1943.
- (㊹) BA-MA, RW40/38, Kdr. Gen. u. Bfh. in Serbien/Ia, Sühne durch Tötung von Menschenleben, 28. 2. 1943; Kdr. Gen. u. Bfh. in Serbien/Ia, Einrichtung von Lagern für Sühnegefangene, 28. 2. 1943.
- (㊺) Bundesarchiv (ZfL BA-V 釐), R70 Jug./3, Kdr. Gen. u. Bfh. in Serbien/Ia an FK599, Sühnemassnahmen, 11. 5. 1943; B. d. S. IV/A 1, Vermerk, 11. 5. 1943; B. d. S. IV/A 1, Vermerk, 13. 5. 1943; IV C 2-Led, Vermerk, 15. 5. 1943; IV C 2-Led/Fr. an FK599, 14. 5. 1943.
- (㊻) BA-MA, RW40/41, Kdr. Gen. u. Bfh. in Serbien/Ia, KTB, Einträge vom 24. 5. 1943 u. 28. 5. 1943.
- (㊼) BA-MA, RW40/43, Kdr. Gen. u. Bfh. in Serbien/Ia, Sühnemassnahmen, 13. 7. 1943.
- (㊽) BA-MA, RW40/38, Kdr. Gen. u. Bfh. in Serbien/Ia, 14. 2. 1943.
- (㊾) BA-MA, RW40/39, Kdr. Gen. u. Bfh. in Serbien/Ia an 704, ID/I, Kgl. Bulg. Okk. Korps/HSSP/FK599, 816, 610 u. 809, Kampfführung, 24. 3. 1943; RW40/41, Kdr. Gen. u. Bfh. in Serbien/Ia, KTB, 28. 5. 1943.
- (㊿) BA-MA, RW29/35, Wehrwirtschaftsstab Südosten,

Lagebericht, 12. 4. 1943.

(74) BA-MA, RH26-104/36, 704. ID, Tätigkeitsbericht vom 1. 1.-31. 3. 1943, 15. 2. 1943; RH26-104/41, 704. ID/1a-Ic, Bekanntmachung, 16. 2. 1943; 704. ID/1a/Ic/Br. B. Ic an SD- Belgrad u. a., FS, 17. 2. 1943.

(75) BA-MA, RW40/38, Kdr. Gen. u. Bfh. in Serbien/1a, KTB, Eintrag vom 24. 2. 1943.

(76) BA, R70 Jug/1, Bfh. der Sipo u. des SD/Aussendienststelle Kos. Mitrovica an Bfh. der Sipo u. des SD, Aktion gegen die kommunistische Organisation in Kos. Mitrovica, 19. 7. 1943; IV A.1. 29. 9. 1943; IV A.1. 11. 10. 1943.

(77) BA, R70 Jug./3, OT/L-einstelle an Einsatzgruppe Südost/ Frontführung, KZ-Häftlinge in den RAB-Lägern Wien, 8. 1. 1943; IV A/3-556/43-Br./Ti. B. an Einsatzgruppe Südost/ Frontführung, KZ-Häftlinge in den RAB-Lägern Wien, 10. 2. 1943; IV C 2 Led./Fr., Vermerk, 22. 2. 1943.

(78) BA-MA, RW40/35, Kdr. Gen. u. Bfh. in Serbien/1a, 4. 11. 1942.

(79) BA-MA, RW40/44, Kdr. Gen. u. Bfh. in Serbien/1a, Behandlung eingetrachter Aufständischer, 6. 8. 1943.

(80) BA-MA, RW40/44, Kdr. Gen. u. Bfh. in Serbien/1a, 5. 8. 1943.

(81) Glisic, *Der Terror und die Verbrechen des faschistischen Deutschland in Serbien* (註∞参照), S. 18-23.

(82) 若林美佐知「ドイツ軍政下セルビアにおける抵抗運動 対策・治安維持策の展開(一九四一〜一九四四年)―報復政策を中心に―」『人間文化創成科学論叢』(お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科)第一三卷(二〇一一年三月)一六三〜一六四ページを参照。また芝前掲論文(註54参照)二四ページに、セルビア民族のように狂信的な住民に対して人道主義は通用しないという、SS師団「プリンツ・オイゲン」司令官フレプスの見解が紹介されており、セルビア人の「民族性」について国防軍とSSが同じ認識を持っていたことがわかる。

(院第二八回生、東京女子大学非常勤講師)